



高齢者虐待について ～相談（通報）の必要性～

福祉部 福祉総合相談課

① 虐待の種別

(1) 養護者からの虐待

身辺の世話や、金銭管理等を行う人によるもの
(親族、知人など。同居、別居を問わない)

(2) 養介護従事者等からの虐待

養護・介護施設の職員によるもの

② 虐待の類型

- (A) 身体的虐待
- (B) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）
- (C) 心理的虐待
- (D) 性的虐待
- (E) 経済的虐待

類型（A） 身体的虐待

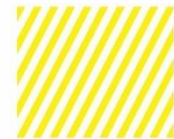
- （Ⅰ） 暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為。
- （Ⅱ） 本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為。
- （Ⅲ） 本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為。
- （Ⅳ） 外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。



次なる
茨木へ。
茨木には、次がある。

類型（B）ネグレクト

- （Ⅰ）意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。
- （Ⅱ）専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり、放置したりすること。
- （Ⅲ）高齢者虐待と同様の行為を放置すること。



類型（C） 心理的虐待

脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。

類型（D）性的虐待

本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要。

類型（E）経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

③ 通報の必要性について

- ・ 高齢者の福祉に職務上関係のある人は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努める。（高齢者虐待防止法第5条）
- ・ 虐待を発見した人は通報する義務がある。（高齢者虐待防止法第7条）
- ・ 通報した人の情報は守られる。（高齢者虐待防止法第8条）



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。

ただ「通報」って・・・

ニュースでやってるみたいに
大事や事件的なことになるのでは？

初めてのことだから、
まずは様子を見ようかな。

家族や本人との
関係性もあるしなあ。



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。

→「虐待ではない」と判断することも少なくありません。

→通報を受けると、市と地域包括支援センターで事実確認を行います。介護サービス利用者の場合、まずはケアマネジャーやサービス提供事業所の方への聞き取りから始めます。ご本人やご家族との関係性には最大限配慮します。

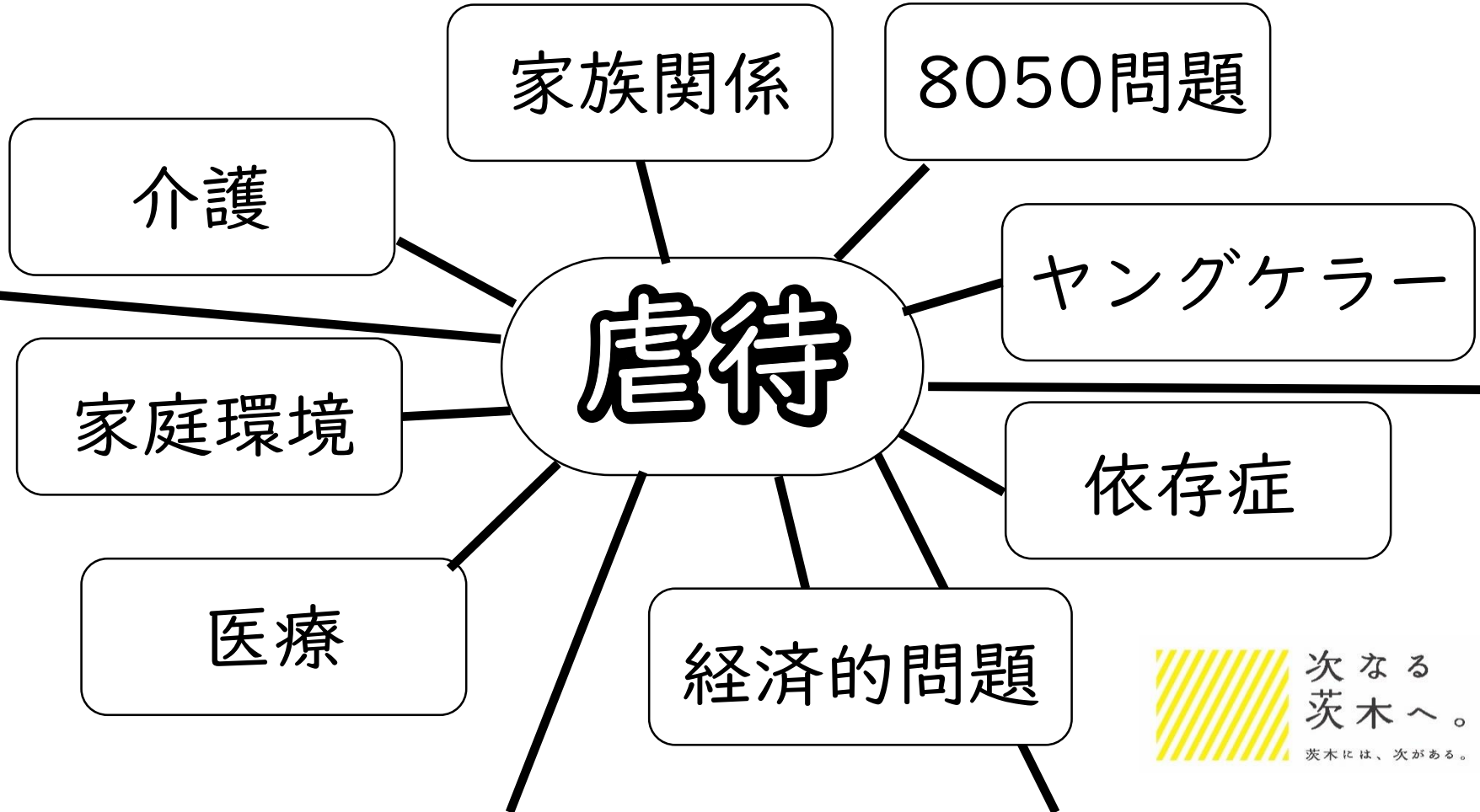
→虐待の自覚がない場合もあります。また、今は些細なことでも、このあと重大な結果につながることもあります。緊急性の有無も含めて、市と地域包括支援センターで検討しますので、初めてのことでも、ご一報ください。



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。

虐待の様々な要因



通称「高齢者虐待防止法」

→正式には

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」

虐待を防止したり、被虐待者の身を守ることと同様に虐待している（しそうになっている）養護者を支援することが重要です。

～ 最後に ～

些細なことでも何でも、

地域包括支援センターにご相談ください。

一人で悩まずに、チームで考えていきましょう



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。

重要

「視聴後アンケート」について

今後のより良い運営に活かすため、「視聴後アンケート」の回答に、ご協力よろしく申し上げます。(〃切R6.4.30)



茨木市 福祉部 福祉総合相談課



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。